第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録 用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

** HSコード6桁及び4桁分類の輸入額のグラフは、こちらから **

http://jp.gdfreak.com/meta/jp/trade.html		
	HS9桁コード	品名
		電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を除く。)
		電動機(出力が37.5ワット以下のものに限る。)
		一 直流電動機
	8501_10_011	ーー 出力が10ワット以下のもの
	8501_10_019	出力が10ワットを超え37.5ワット以下のもの
		- 単相交流電動機
	8501_10_090	- その他のもの
	8501_20_000	交直両用電動機(出力が37.5ワットを超えるものに限る。)
		その他の直流電動機及び直流発電機
	8501_31_000	出力が750ワット以下のもの
	8501_32_000	出力が750ワットを超え75キロワット以下のもの
	8501_33_000	出力が75キロワットを超え375キロワット以下のもの
	8501_34_000	出力が375キロワットを超えるもの
	8501_40_000	その他の単相交流電動機
		その他の多相交流電動機
	8501_51_000	出力が750ワット以下のもの
	8501_52_000	出力が750ワットを超え75キロワット以下のもの
		出力が75キロワットを超えるもの
		交流発電機
	8501 61 000	出力が75キロボルトアンペア以下のもの
		出力が75キロボルトアンペアを超え375キロボルトアンペア以下のもの
		出力が375キロボルトアンペアを超え750キロボルトアンペア以下のもの
		出力が750キロボルトアンペアを超えるもの
		発電機(原動機とセットにしたものに限る。)及びロータリーコンバーター
		発電機(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)と
		セットにしたものに限る。)
	8502_11_000	出力が75キロボルトアンペア以下のもの
	8502_12_000	出力が75キロボルトアンペアを超え375キロボルトアンペア以下のもの
	8502_13_000	出力が375キロボルトアンペアを超えるもの
	8502_20_000	発電機(ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。)
		発電機(その他の原動機とセットにしたものに限る。)
	8502_31_000	風力式のもの
		その他のもの
	8502_40_000	ロータリーコンバーター
	8503_00_000	第85.01項又は第85.02項の機械に専ら又は主として使用する部分品
		トランスフォーマー、スタティックコンバーター(例えば、整流器)及びインダクター
	8504_10_000	放電管用安定器
		トランスフォーマー(絶縁性の液体を使用するものに限る。)
		容量が650キロボルトアンペア以下のもの
		- 容量が100キロボルトアンペア以下のもの
	8504_21_020	- 容量が100キロボルトアンペアを超え200キロボルトアンペア未満のもの
		一 その他のもの
		容量が650キロボルトアンペアを超え10,000キロボルトアンペア以下のもの
	8504_23_000	容量が10,000キロボルトアンペアを超えるもの
		その他のトランスフォーマー
		容量が1キロボルトアンペア以下のもの
	8504_32_000	容量が1キロボルトアンペアを超え16キロボルトアンペア以下のもの
		容量が16キロボルトアンペアを超え500キロボルトアンペア以下のもの
	8504_33_010	- 容量が50キロボルトアンペア以下のもの

```
8504_33_020 |- 容量が50キロボルトアンペアを超え200キロボルトアンペア未満のもの
8504 33 090
        - その他のもの
8504_34_000 | 容量が500キロボルトアンペアを超えるもの
        スタティックコンバーター
        - 整流機器
        ーー シリコン整流機器
8504 40 011
8504 40 019 - その他のもの
8504_40_090 | - その他のもの
8504_50_000 その他のインダクター
8504 90 000 部分品
        電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式
        のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブ
        レーキ及びリフティングヘッド
        永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの
8505_11_000 | 金属製のもの
8505 19 000
        その他のもの
8505 20 000 電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ
        その他のもの(部分品を含む。)
8505_90_010 | 一 電磁石
8505_90_090 | - その他のもの
        一次電池
         ニ酸化マンガンを使用したもの
8506 10 010 ー アルカリマンガン電池
8506_10_090 | - その他のもの
8506_30_000 |酸化水銀を使用したもの
8506_40_000 | 酸化銀を使用したもの
8506 50 000 リチウムを使用したもの
8506 60 000 | 空気・亜鉛電池
8506_80_000 | その他の一次電池
8506_90_000 |部分品
        蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形を含む。)であるかないかを問わない。)
        ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池
8507 10 010 一 公称電圧が6ボルト又は12ボルトのもの
8507_10_020 | - その他のもの
        その他の鉛蓄電池
         - 公称電圧が6ボルト又は12ボルトのもの
8507_20_010
8507_20_020 | - その他のもの
8507 30 000 ニッケル・カドミウム蓄電池
8507 40 000 ニッケル・鉄蓄電池
8507_50_000 ニッケル・水素蓄電池
8507_60_000 リチウム・イオン蓄電池
8507_80_000 | その他の蓄電池
8507_90_000 |部分品
        真空式掃除機
        電動装置を自蔵するもの
        出力が1,500ワット以下のもの(ダストバッグ又はその他の容器(20リットル以下のもの)を有
        するものに限る。)
8508_11_010 | 一 電池内蔵式のもの
8508_11_090 | - その他のもの
8508_19_000 その他のもの
8508_60_000 その他のもの
8508 70 000 部分品
        家庭用電気機器(電動装置を自蔵するものに限るものとし、第85.08項の真空式掃除機を除
8509_40_000 |食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機
```

```
8509_80_000 その他の機器
8509_90_000 |部分品
       かみそり、バリカン及び脱毛器(電動装置を自蔵するものに限る。)
8510_10_000 かみそり
8510 20 000 バリカン
8510 30 000 脱毛器
8510 90 000 部分品
       火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器(例え
       ば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及
       びスターター)並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機(例えば、直流発電機及び
       交流発電機)及び開閉器
       点火プラグ
8511 10 010 - 自動車用のもの
8511_10_090 | - その他のもの
8511 20 000 |点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機
8511_30_000 ディストリビューター及びイグニションコイル
8511_40_000 スターター及び始動充電発電機
8511 50 000 | その他の発電機
8511_80_000 | その他の機器
       部分品
8511_90_010
       - 発電機又はスターターのもの
8511 90 090 | - その他のもの
       電気式の照明用又は信号用の機器(第85.39項の物品を除く。)、ウインドスクリーンワイ
       パー及び曇り除去装置(自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。)
8512_10_000 | 照明用又は可視信号用の機器(自転車に使用する種類のものに限る。)
8512_20_000 その他の照明用又は可視信号用の機器
8512_30_000 | 音響信号機器
8512_40_000 | ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置
8512 90 000 部分品
       携帯用電気ランプ(内蔵したエネルギー源(例えば、電池及び磁石発電機)により機能する
       ように設計したものに限るものとし、第85.12項の照明用機器を除く。)
8513_10_000 ランプ
8513_90_000 部分品
       工業用又は理化学用の電気炉(電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。)及び
       工業用又は理化学用のその他の機器(電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理する
8514 10 000 抵抗加熱炉
8514_20_000 |電磁誘導又は誘電損失により機能する炉
8514_30_000 その他の炉
8514_40_000 | その他の機器(電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。)
8514 90 000 部分品
       はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器(電気式(電気加熱ガス式を含む。)、レー
       ザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク
       式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。)及び金属
       又はサーメットの熱吹付け用電気機器
       ろう付け用又ははんだ付け用の機器
8515_11_000 はんだごて及びはんだ付けガン
8515_19_000 | その他のもの
       金属用抵抗溶接機器
8515_21_000 全自動式又は半自動式のもの
8515_29_000 |その他のもの
       アーク溶接機器(プラズマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限る。)
8515 31 000 全自動式又は半自動式のもの
8515 39 000 その他のもの
       その他の機器
8515_80_010 | 一 超音波式のもの
```

** HSコード6桁及び4桁分類の輸入額のグラフは、こちらから ** http://jp.gdfreak.com/meta/jp/trade.html

http://jp.gdfreak.com/meta/jp/trade.html		
8515_80_090	- その他のもの	
	部分品	
8515 90 010	一 超音波式機器のもの	
	一その他のもの	
0010_00_000	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、	
	電熱式の調髪用機器(例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて)及び手用ド	
	ライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗	
	体(第85.45項のものを除く。)	
8516 10 000	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器	
	電気式の暖房機器及び土壌加熱器	
8516 21 000	蓄熱式ラジエーター	
	その他のもの	
	電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー	
8516 31 000	ヘアドライヤー	
	その他の調髪用機器	
	手用ドライヤー	
	電気アイロン	
0010_40_000	マイクロ波オーブン	
8516 50 010	ー マイクロ波以外の方法による加熱機能を有しないもの	
	ー その他のもの	
	その他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、煮沸リング、グリル及びロースター	
0010_00_000	その他の電熱機器	
8516 71 000	コーヒーメーカー及びティーメーカー	
8516_72_000		
	その他のもの	
8516 79 010	一 電気がま	
	一 その他のもの	
	電熱用抵抗体	
8516_90_000		
	電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。)及びその他の機器(音声、	
	画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ロー	
	カルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))用の通信機器を含む。)	
	(第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。)	
	電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。)	
8517_11_000	コードレス送受話器付きの有線電話機	
	携帯回線網用その他の無線回線網用の電話	
8517_18_000	その他のもの	
	その他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線	
	回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))用	
1	の通信機器を含む。)	
8517_61_000		
8517_62_000	音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械(スイッチング機器	
	及びルーナイング機器を含む。)	
	その他のもの	
8517_70_000		
	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器(エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。)、ヘッドホン及びイヤホン(マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。)、マ	
	イイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置	
8518 10 000	マイクロホン及びそのスタンド	
0010_10_000	拡声器(エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。)	
8518 21 000	単一型拡声器(エンクロージャーに取り付けたものに限る。)	
	複数型拡声器(同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。)	
	その他のもの	
	ヘッドホンルバイヤホン(フィクロホンを取り付けてあるかた)かを関わない)並びにフィク	
8518_30_000	ロホンと拡声器を組み合わせたもの	
•		

```
8518_40_000 | 可聴周波増幅器
8518_50_000 |電気式音響増幅装置
8518_90_000 部分品
       音声の記録用又は再生用の機器
8519 20 000 | 硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する機器
8519 30 000 レコードデッキ
8519_50_000 | 留守番電話装置
       その他の機器
8519_81_000 | 磁気媒体、光学媒体又は半導体媒体を使用するもの
8519 89 000 その他のもの
       ビデオの記録用又は再生用の機器(ビデオチューナーを自蔵するかしないかを問わない。)
8521_10_000 | 磁気テープ式のもの
8521_90_000 | その他のもの
       部分品及び附属品(第85.19項又は第85.21項の機器に専ら又は主として使用するものに限
8522 10 000 ピックアップカートリッジ
8522 90 000 その他のもの
       ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体(記録してあるか
       ないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除
       磁気媒体
8523_21_000 カード(磁気ストライプを有するもの)
8523_29_000 その他のもの
       光学媒体
8523_41_000 |記録してないもの
8523_49_000 | その他のもの
       半導体媒体
8523_51_000 | 不揮発性半導体記憶装置
       スマートカード
8523_52_010 | - プロキシミティカード及びプロキシミティタグ
       - その他のもの
8523 52 090
8523_59_000 その他のもの
8523_80_000 | その他のもの
       ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受信機器、録音装置又は音声再生装置を自
       蔵するかしないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコ―
8525 50 000 |送信機器
8525_60_000 | 送信機器(受信機器を自蔵するものに限る。)
       |テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー
8525_80_000
       レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器
       レーダー
8526_10_010 | 一 船舶用のもの
8526 10 020
       航空機用のもの(機上用又は地上用のものであるかないかを問わない。)
8526_10_090
       |- その他のもの
       その他のもの
       航行用無線機器
       航空機用のもの(機上用又は地上用のものであるかないかを問わない。)
8526 91 010
       - その他のもの
8526_91_090
8526_92_000 |無線遠隔制御機器
       ラジオ放送用の受信機器(同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器
       又は時計と結合してあるかないかを問わない。)
       ラジオ放送用受信機(外部電源によらずに作動するものに限る。)
8527 12 000 ポケットサイズのカセットプレーヤー(ラジオを自蔵するものに限る。)
8527_13_000 │その他の機器(音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものに限る。)
8527 19 000 その他のもの
       自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機(外部電源によらなければ作動しないものに
       限る。)
```

```
8527_21_000 | 音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるもの
8527_29_000 | その他のもの
       その他のもの
8527_91_000 | 音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるもの
8527 92 000 |時計と結合してあるもの(音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものを除く。)
8527 99 000 その他のもの
       モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョ
        ン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置
       を自蔵するかしないかを問わない。)
       陰極線管モニター
8528 41 000 | 第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの
8528 49 000 その他のもの
        その他のモニター
8528_51_000 | 第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの
8528_59_000 | その他のもの
        プロジェクター
8528 61 000 | 第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの
8528 69 000 その他のもの
       テレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生
       用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)
8528_71_000 |ビデオディスプレイ又はスクリーンを自蔵するよう設計されていないもの
       その他のもの(カラーのものに限る。)
       - 液晶式のもの
8528 72 010
8528_72_020 | 一 プラズマ式のもの
8528 72 090 | - その他のもの
8528_73_000 | その他のもの(モノクロームのものに限る。)
       第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品
8529 10 000 アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品
       その他のもの
        ー ディスプレイモジュール
        ーー 液晶式のもの
8529_90_111 |--- 画面対角が59センチメートル未満のもの
8529 90 112 --- 画面対角が59センチメートル以上76センチメートル未満のもの
8529 90 113 --- 画面対角が76センチメートル以上のもの
8529 90 190 | -- その他のもの
       - その他のもの
8529_90_900
       鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管
       制用の電気機器(第86.08項のものを除く。)
8530 10 000 |鉄道用又は軌道用の機器
8530 80 000 その他の機器
8530_90_000 |部分品
       電気式の音響信号用又は可視信号用の機器(例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報
       器及び火災警報器。第85.12項又は第85.30項のものを除く。)
8531_10_000 | 盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器
8531_20_000 |表示盤(液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。)
8531_80_000 その他の機器
8531_90_000 部分品
        固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー
       固定式コンデンサー(50又は60ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が0.5キロバール
8532 10 000
       以上のものに限る(電力用コンデンサー)。)
       その他の固定式コンデンサー
8532_21_000 タンタルコンデンサー
8532_22_000 アルミニウム電解コンデンサー
8532_23_000 | セラミックコンデンサー(単層のものに限る。)
8532_24_000 セラミックコンデンサー(多層のものに限る。)
```

```
8532_25_000 | 紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー
8532_29_000 |その他のもの
8532_30_000 可変式又は半固定式のコンデンサー
8532_90_000 部分品
        電気抵抗器(可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。)
8533_10_000 固定式炭素抵抗器(被膜抵抗器を含む。)
        その他の固定式抵抗器
8533_21_000 | 容量が20ワット以下のもの
8533_29_000 その他のもの
        巻線形可変抵抗器(ポテンショメーターを含む。)
8533 31 000 容量が20ワット以下のもの
8533_39_000 |その他のもの
8533_40_000 | その他の可変抵抗器(ポテンショメーターを含む。)
8533_90_000 部分品
8534 00 000 印刷回路
        電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧
        リミッター、サージ抑制器、プラグその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000ボルトを超
        えるものに限る。)
8535_10_000 ヒューズ
        自動遮断器
8535_21_000 | 使用電圧が72.5キロボルト未満のもの
8535_29_000 その他のもの
8535 30 000 断路機及び開閉スイッチ
8535_40_000 | 避雷器、電圧リミッター及びサージ抑制器
8535_90_000 その他のもの
        電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サー
        ジ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000
        ボルト以下のものに限る。)並びに光ファイバー(束にしたものを含む。)用又は光ファイバー
        ケーブル用の接続子
8536 10 000 ヒューズ
8536 20 000 自動遮断器
8536_30_000 電気回路保護用のその他の機器
        継電器
8536 41 000 使用電圧が60ボルト以下のもの
8536_49_000 | その他のもの
        その他のスイッチ
        - 電磁開閉器及びマイクロスイッチ
8536_50_011
        -- 電磁開閉器
8536 50 019
        ーー マイクロスイッチ
8536_50_090 | - その他のもの
        ランプホルダー、プラグ及びソケット
8536_61_000 ランプホルダー
8536_69_000 | その他のもの
8536_70_000 |光ファイバー(束にしたものを含む。)用又は光ファイバーケーブル用の接続子
8536 90 000
       その他の機器
        電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品(第90類
        の機器を自蔵するものを含み、第85.35項又は第85.36項の機器を二以上装備するものに限
        る。)及び数値制御用の機器(第85.17項の交換機を除く。)
       使用電圧が1,000ボルト以下のもの
8537 10 000
8537 20 000 | 使用電圧が1,000ボルトを超えるもの
        第85.35項から第85.37項までの機器に専ら又は主として使用する部分品
       |第85.37項の物品用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品(機器を装備
8538_10_000
        してないものに限る。)
8538_90_000 その他のもの
```

```
フィラメント電球及び放電管(シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含
        む。)並びにアーク灯
        シールドビームランプ
8539_10_010 - 自動車用のもの
8539_10_020 | - その他のもの
        その他のフィラメント電球(紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。)
8539 21 000 タングステンハロゲン電球
8539_22_000 |その他のもの(出力が200ワット以下のもので、使用電圧が100ボルトを超えるものに限る。)
8539_29_000 その他のもの
        放電管(紫外線ランプを除く。)
8539_31_000 | 熱陰極蛍光放電管
8539 32 000 水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ
8539_39_000 | その他のもの
        紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯
8539_41_000 アーク灯
8539_49_000 その他のもの
        部分品
8539_90_010
        |- 自動車用シールドビームランプのもの
        - その他のもの
8539_90_090
        熱電子管、冷陰極管及び光電管(例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水
        銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管)
        テレビジョン受像用陰極線管(ビデオモニター用陰極線管を含む。)
8540 11 000 カラーのもの
8540 12 000 モノクロームのもの
        テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増倍管その他の光電管
8540_20_010
        - テレビジョン用撮像管
8540 20 090 | - その他のもの
        データ・グラフィックディスプレイ管(モノクロームのものに限る。) 及びデータ・グラフィックディ
8540_40_000
        スプレイ管(カラーのもので、蛍光体のドットスクリーンピッチが0.4ミリメートル未満のものに
8540 60 000 その他の陰極線管
        マイクロ波管(例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式の
        ものを除く。)
8540_71_000 磁電管
8540_79_000 | その他のもの
        その他の管
8540_81_000 | 受信管及び増幅管
8540_89_000 | その他のもの
        部分品
8540 91 000 | 陰極線管のもの
8540 99 000 その他のもの
        ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス
        (光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。)を含む。)、発光ダイオ・
        ド及び圧電結晶素子
        ダイオード(光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く。)
8541 10 010
        - 平均順電流が100ミリアンペア未満のもの
8541 10 090
        - 平均順電流が100ミリアンペア以上のもの
        トランジスター(光電性トランジスターを除く。)
        定格消費電力が1ワット未満のもの
8541_21_010 | - シリコントランジスター
8541_21_090 | - その他のもの
        その他のもの
8541_29_010 - シリコントランジスター
8541_29_090 | - その他のもの
8541_30_000 |サイリスター、ダイアック及びトライアック(光電性デバイスを除く。)
```

```
光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。)を
        含む。)及び発光ダイオード
8541_40_010
        - 発光ダイオード
8541 40 020 一 光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。)
8541 40 090 | - その他のもの
8541_50_000 | その他の半導体デバイス
        圧電結晶素子
8541_60_010
         - 水晶のもの
8541_60_090
        - その他のもの
8541 90 000 部分品
        集積回路
        集積回路
        プロセッサー及びコントローラー(記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回
        路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。)
8542_31_010
        - 実装してないもの
        - その他のもの
8542 31 020 -- ハイブリッド集積回路
        ーー その他のもの
8542_31_031 |--- MPU(マイクロプロセッサー)
8542_31_032 --- MCU(マイクロコントローラー)
8542_31_033 |--- DSP(デジタルシグナルプロセッサー)
8542_31_039
        --- その他のもの
        記憶素子
        - 実装してないもの
        -- DRAM(ダイナミックランダムアクセスメモリー)(デジタル式のモノリシック集積回路のう
8542_32_011
        ち、モス型のもの)
        -- その他のもの
8542_32_019
        - その他のもの
        -- RAM(ランダムアクセスメモリー)
         - — — DRAM(ダイナミックランダムアクセスメモリー)(デジタル式のモノリシック集積回路の
8542 32 021
        うち、モス型のもの)
8542_32_029
        ーーー その他のもの
        -- ROM(リードオンリーメモリー)
        ーーー フラッシュメモリー
8542 32 031
        --- その他のもの
8542 32 039
        -- その他のもの
8542_32_090
        増幅器
8542_33_010 - 実装してないもの
        - その他のもの
        ーー ハイブリッド集積回路
8542 33 091
        -- その他のもの
8542_33_099
        その他のもの
8542_39_010
        - 実装してないもの
        - その他のもの
8542 39 091
        ーー ハイブリッド集積回路
8542 39 099 | -- その他のもの
8542_90_000 部分品
        電気機器(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除
8543_10_000 | 粒子加速器
        信号発生器
8543 20 010 一 周波数が100メガヘルツ未満のもの
8543_20_090 | - その他のもの
8543_30_000 |電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器
8543_70_000 その他の機器
```

```
8543_90_000 部分品
       電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し
       又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わな
       い。)及び光ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電
       気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)
       巻線
8544_11_000 銅のもの
8544 19 000 その他のもの
8544_20_000 | 同軸ケーブルその他の同軸の電気導体
       点火用配線セットその他の配線セット(車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限
8544 30 010
       - 自動車用のもの
8544_30_090 | - その他のもの
       その他の電気導体(使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。)
       接続子を取り付けてあるもの
8544 42 010
       - 通信用のもの
       - その他のもの
8544 42 091
       ーー 使用電圧が80ボルト以下のもの
8544 42 099
       -- その他のもの
       その他のもの
8544 49 010
       - 通信用のもの(使用電圧が80ボルト以下のものに限る。)
       - その他のもの
8544 49 091
       ーー 使用電圧が80ボルト以下のもの
8544 49 099
        -ー その他のもの
       その他の電気導体(使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。)
8544 60 010
       - 自動車用のもの
8544_60_090 | - その他のもの
       光ファイバーケーブル
8544 70 010
       - ガラス製のもの
8544_70_090
       - その他のもの
       炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素
       のもの(電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを
       雷極
       炉に使用する種類のもの
8545 11 010 一 丸形のもの
8545 11 090 | - その他のもの
8545_19_000 その他のもの
8545_20_000 ブラシ
       その他のもの
8545 90 010 1 カーボン電熱抵抗体
8545 90 090 2 その他のもの
       がい子(材料を問わない。)
8546_10_000 ガラス製のもの
8546_20_000 | 陶磁製のもの
       その他のもの
8546 90 000
       電気機器の電気絶縁用物品(成形中に金属製のさ細な部分(例えば、ねじを切つたソケッ
       ト)を専ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、第85.46
       項のがい子を除く。)並びに電線用導管及びその継手(卑金属製のもので絶縁材料を内張り
8547_10_000 陶磁製の電気絶縁用物品
8547_20_000 プラスチック製の電気絶縁用物品
8547_90_000 | その他のもの
        - 次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品
       (この類の他の項に該当するものを除く。)
8548_10_000 一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池
8548 90 000 その他のもの
```